



皆さんの支援が

テロ組織に 悪用されるかもしれません！

非営利活動を行う
団体の皆様

海外では非営利団体(NGO団体、宗教団体等)を悪用して、テロ活動のための資金の調達、後方支援の提供、テロリストへの勧誘を行った事例が多数報告されています。特に海外で活動したり、海外パートナーを持つ団体の皆様は注意が必要です！

身元をなりすましたテロリストが関与するケース



休眠状態・活動実態が不明瞭な団体を悪用して合法的な団体を偽装するケース



海外に資金を送るときは、**本来意図した受取人の受領**を確認しましょう。



海外パートナー・現地ボランティアと連携する場合はその団体や個人が**テロリストやテロ活動につながりを持っていないか**確認しましょう。



疑いがある場合は警察や所轄行政庁に相談を！ 具体的な対策の詳細は裏面へ

具体的な対策例

PROPOSED MEASURES 01

海外に資金を送るとき

現金の輸送やハワラ*1等の送金手段は

匿名性が高く、最終的な受取人が不透明となり

テロ組織に悪用されるリスクが高まります。

可能な限り金融機関の利用を検討し、

現金の受け渡しが発生した際は職員が立ち合う等、

意図した相手による受取を確認しましょう。

資金移動について、**資金の流れを証明する証拠書類**

(契約書、覚書、受領書、支出費用の明細書など)を確認し、

保管しましょう。

PROPOSED MEASURES 02

海外パートナーや 現地ボランティアと連携するとき

パートナー団体やその役職員、受け入れるボランティアが

テロリストやテロ活動につながりを持っていないか、

資産凍結等*2の対象となっていないか確認を行いましょう。

その団体や個人の**過去の活動実績・事業の実施状況の確認、**

支援内容についての証拠書類の保存を行いましょう。

パートナー団体の**現地規制当局への登録情報や、**

過去の活動実績について、国際機関や他のNGO団体との

契約履歴を確認しましょう。

このようなパートナーは要注意！



提案された
事業内容が漠然としている。



主要活動場所とされる
住所に連絡がとれない。



異常なレベルの
守秘義務を求めてくる。



未知の団体や新たに設立された
団体への事業の委託が提案に含まれている。



現金での支払いを求められる。パートナー名義でない
口座への振り込みや、拠点もなく、事業も行っていない
国の口座への振り込みを求められる。

FATF*3基準に則った

各所轄省庁による取り組みをホームページに掲載しています。Q

特定非営利活動法人(内閣府政策統括官(共生・共助担当) 付参事官(共助社会づくり推進担当))

*幅広い団体にご参考にしていただけるガイダンス等も掲載しています。

特定非営利活動法人(NPO法人)のテロ資金供与対策のための資料として、「特定非営利活動法人のテロ資金供与対策のためのガイダンス」を作成するとともに、法人の活動資金の安全性や法人活動への社会的な理解・信頼性の維持・向上に資するため、国際協力活動を行っているNPO法人を対象にヒアリングを実施しています。

<https://www.npo-homepage.go.jp/news/npo-tf-risk>



医療法人(厚生労働省 医政局医療経営支援課)

国際展開を行う医療法人が遵守すべき事項やマネー・ロンダリング等に係る他省庁の取組を周知するとともに、フローチャートに基づくモニタリングを実施しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/igyuu/index.html



社会福祉法人(厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課)

社会福祉法人が海外事業を実施する場合の取扱いやマネー・ロンダリング等に係る他省庁の取組を周知するとともに、フローチャートに基づくモニタリングを実施しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13323.html



宗教法人(文化庁 宗務課)

不活動宗教法人が脱税やマネー・ロンダリング等の違法行為に悪用されることを防ぐため、宗教活動が継続できなくなる前にとるべき手続や、文化庁において取り組んでいる対策についてご紹介します。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukuyohojin/93955602.html>



公益法人(内閣府公益法人行政担当室)

FATFや関係省庁の報告書等による文献調査や、海外で事業を行う一部の公益法人へのアンケートやヒアリング等を通じて、公益法人におけるリスクや対策について検討を行い、その結果を取りまとめています。

https://www.koeki-info.go.jp/administration/terror_shikin_taisaku.html



学校法人(文部科学省 高等教育局私学部私学行政課)

学校法人がマネー・ロンダリング・テロ資金供与に巻き込まれることのないよう、学校法人が海外事業等を実施する場合に留意すべき事項やセルフチェック等についてご紹介します。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/fatf.html



FATF・日本のマネーロンダリング・ テロ資金供与・拡散金融対策について(財務省)

マネー・ロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に関わる基本情報や国内の取組、FATFの活動など、幅広くご紹介します。

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcp/1.index.html



*1 中東、北アフリカ、インド亜大陸で一般的に利用されている非公式な価値移転システム。

*2 財務省では外為法に基づく資産凍結等措置の対象者リストを、HPで公表しています。
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html



*3 Financial Action Task Force(金融活動作業部会)の略称。マネーロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に関する国際基準策定・履行を担う多国間枠組み。